

組合規約

2022年10月15日改定

第1章 総 則

第1条（名 称）

この組合は、ニチイグループ労働組合という。

第2条（組合の所在地）

この組合の主たる事務所の所在地は、東京都千代田区とする。

第3条（組合員資格）

- 1 この組合は、株式会社ニチイホールディングスの従業員、株式会社ニチイ学館の従業員、及び、前記両社が発行済株式の40%以上を保有するグループ各社（以下、「グループ各社」という。）の従業員、並びに、中央執行委員会が組合加入を承認した者で構成する。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の者はこの組合の組合員になることができない。
 - (1) この組合が株式会社ニチイホールディングス、又は、株式会社ニチイ学館との間で締結した労働協約により、株式会社ニチイホールディングス、株式会社ニチイ学館、及び、グループ各社に共通して定める非組合員の範囲に属する者
 - (2) この組合がグループ各社との間で締結した労働協約により、当該各社において非組合員と定める範囲に属する者
 - (3) この組合以外の別組合に所属する者。但し、中央執行委員会の承認を得た場合はこの限りでない。

第4条（法 人）

この組合は法人とする。

第5条（上部団体）

この組合は全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟（総称 UAゼンセン）に加盟する。

第2章 目的と事業

第6条（目 的）

この組合は組合員の労働条件、経済的かつ文化的生活の改善向上を図ることを目的とする。

第7条（事 業）

この組合は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 労働協約の締結及び改廃
- (2) 労働条件の改善向上を図ること
- (3) 労使協議制を通じて経営民主化を図ること
- (4) 福利厚生並びに相互扶助に関すること
- (5) 教養と文化に関すること
- (6) 同一目的を有する他団体との協力提携に関すること
- (7) 組合業務に必要な調査並びに研究を行うこと

- (8) 苦情処理に関する事
- (9) 社会への参加活動に関する事
- (10) 上部団体の方針に基づく活動に関する事
- (11) その他目的達成のために必要な事

第3章 組合員の権利と義務、地位

第8条（権利平等の原則等）

- 1 組合員は、すべてこの規約のもとに平等であり、均等の取扱いを受ける。
- 2 組合員は、何人も、いかなる場合においても、人種、宗教、性別、門地、身分、又は、国籍によって差別されることなく、組合員たる資格を奪われない。

第9条（権利）

組合員は次の権利を有する。

- (1) 組合の諸活動に参加し、活動の利益を受ける権利
- (2) 組合の運営に参加し、質問し、意見を述べる権利
- (3) 機関会議及び諸会議の開催を要求する権利
- (4) 役員を選出し、役員に立候補する権利
- (5) 役員を批判し、辞任を要求し、解任する権利
- (6) 会計帳簿その他の記録等を閲覧する権利
- (7) その他組合の全ての問題に参加する機会を与えられる権利

第10条（義務）

組合員は次の義務を負う。

- (1) この規約を守り、機関決定に従う義務
- (2) 後掲第63条所定の組合費、又は、後掲第64条所定の賦課金を所定の期日までに納入する義務
- (3) この組合の後掲第13条所定の各機関、又は、後掲第52条所定の地域毎の組織の構成員は、正当な欠席理由がない限り、各機関又は地域毎の組織の会議に出席する義務

第11条（加入）

- 1 前掲第3条所定の組合員資格を有する者であって、この組合に加入しようとする者は、委員長宛に加入届を提出しなければならない。
- 2 組合員の資格は、委員長が加入届を受理したときに、加入届を提出した日に遡って生じる。但し、加入届提出日が入社日より前であるときには、入社日をもって組合員資格が生じることとする。

第12条（除籍）

- 1 組合員は、次のいずれかに該当するとき、中央執行委員会が除籍の決定をすることにより、組合員資格を失う。
 - (1) 前掲第3条所定の組合員資格を有しないに至ったにもかかわらず、当該組合員が脱退届を提出しないとき
 - (2) 組合費を3か月分以上滞納したとき
- 2 除籍決定を受けた者は、決定を受け取った日から2週間以内に、大会を名宛人として除籍決定の取消を求める異議申出書を中央執行委員会に提出することができる。

- 3 中央執行委員会は、前項に基づく異議申出書の提出を受けたとき、異議申出書とこれに関する中央執行委員会の見解を直近の大会に提出して、除籍決定の取消の要否について審議を求め、大会は除籍決定を取り消すか否かを決する。

第4章 機 関

第13条（機関の種類）

この組合に次の機関をおく。

- (1) 大会
- (2) 評議員会
- (3) 中央執行委員会

第1節 大会

第14条（大会の権限及び構成）

- 1 大会は、組合の最高決議機関である。
- 2 大会は、大会代議員、中央役員、及び、特別執行委員をもって構成する。

第15条（大会代議員）

- 1 大会代議員の選出は、毎年7月に告示を行い、毎年8月に選挙を実施し、後掲第54条所定のブロック毎に行う。
- 2 各ブロックから選出される大会代議員の数は、毎年5月末日現在の各ブロックの組合員数に基づき、各ブロックの組合員700名につき1名の割合で選出し、端数は切り上げる。なお、700人未満のブロックにおいては大会代議員1名を選出する。
- 3 この組合の中央役員、特別執行委員、及び、参事は、大会代議員になることができない。
- 4 各ブロックは、各ブロックの組合員の直接無記名投票により、大会代議員を選出する。
- 5 前項の規定にかかわらず、各ブロックにおいて選挙管理委員会が当該ブロックの組合員による直接無記名投票による選挙の実施及び立候補の受付締切日時と選挙の実施時期に関する告示を行い、この告示が当該ブロックの組合員に実質的に周知され、かつ、各ブロックの組合員の誰もが自由に立候補できる状態であったにもかかわらず、立候補の受付締切日時を過ぎた時点で立候補者の数が定数を超えないときには、直接無記名投票を行うことなく、立候補者が大会代議員に当選したものとする。
- 6 大会代議員の任期は、各ブロックにおいて新たに大会代議員の選出がなされるときまでとする。
- 7 大会代議員の選出方法に関する事項であって、この規約に定めのない事項については、中央執行委員会が制定する大会代議員選出規定により定める。

第16条（大会の成立要件）

- 1 大会は、大会代議員に選出された者の3分の2以上が出席し、かつ、中央役員の3分の2以上が出席することによって、成立する。
- 2 大会代議員は、代議員としての権利行使を他の者に委任することができない。

第 17 条 (大会の議決事項)

大会は、次の事項について、後掲第 19 条所定の議決要件に従って、決定又は承認等の議決をする権限を有する。

- (1) 年次活動経過報告及び事業報告の承認
- (2) 年次活動方針及び事業計画の決定
- (3) 年次会計報告の承認
- (4) 会計監査報告の承認
- (5) 予算の決定
- (6) 中央役員の選出
- (7) 中央役員の解任
- (8) この規約の改正に関する決定
- (9) 組合の運営上必要な規則の制定と改廃
- (10) 同盟罷業権の行使に関する決定
- (11) 組合員に対する統制処分又は表彰に関する決定
- (12) この組合の解散、他組合との合併、この組合の分割、上部団体の加入又は脱退、その他の組織変動に関する事項の決定 (但し、別組合が、この規約を承認し、この組合のブロック又は支部となることは、除く)
- (13) その他この組合の目的達成のために必要な事項一切に関する決定又は承認等

第 18 条 (大会における議決権)

大会における議決権は、大会代議員が 1 名につき 1 個有することとする。

第 19 条 (大会の議決方法)

- 1 前掲第 17 条が定める大会議決事項のうち、(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(9)、(11)、及び、(13)の議決は、出席した大会代議員の過半数をもって行う。なお、この議決の際、議長は議決権の行使を留保するが、議長以外の者の議決権行使の結果が可否同数である場合には、議長も議決権を行使して決する。
- 2 前掲第 17 条が定める大会の議決事項のうち、(6)の中央役員の選任に関する議決方法は次のとおりとする。
 - (1) 後掲第 42 条第 1 項の(1)から(9)までの各中央役員毎 (以下、「各中央役員毎」という。)に、大会代議員の直接無記名投票を実施する。
 - (2) 大会代議員が、各中央役員毎に投票できる人数の上限は、後掲第 42 条第 1 項の(1)から(9)までの括弧書きに記載されている人数とする。
 - (3) 当選者は、各中央役員毎に、有効投票の最多数を得た者から順次決し、得票数が同数の場合には抽選により決する。
 - (4) 各中央役員毎に立候補者が定数を超えない場合、当該中央役員に関しては、直接無記名投票を実施せず、立候補者全員が選任されたものとする。
- 3 前掲第 17 条が定める大会議決事項のうち、(7)の中央役員の解任については、対象者毎に、大会で大会代議員による直接無記名投票によって行い、投票総数の過半数の賛成により役員解任を決する。
- 4 前掲第 17 条が定める大会議決事項のうち、(10)の同盟罷業権の行使に関する決定については、大会代議員の直接無記名投票によって行い、大会代議員定数 (第 15 条第 2 項所定の方法により選出されるべき大会代議員の総数をいい、以下同じ。)の過半数をもって決する。
- 5 前掲第 17 条が定める大会議決事項のうち、(8)の規約改正、及び、(12)のこの組合の解散、他組合との合併、この組合の分割、上部団体の加入又は脱退、その他の組織変動に関する事項の決定については、大会代議員の直接無記名投票によって行い、大会代議員定数の 3 分の 2 以上をもって決する。

第20条（大会の種類）

- 1 この組合の大会は定期大会と臨時大会の2種類とする。
- 2 定期大会は、毎年1回、原則として10月に開催する。
- 3 臨時大会は、中央執行委員会の議決により必要と認めるとき、又は組合員の3分の1以上の要求があったときに、1か月以内に開催する。

第21条（大会の招集手続）

- 1 委員長は、大会の開催日時、場所、議案、その他大会に必要な事項について、少なくとも10日前までに組合員に告示して、大会を招集しなければならない。
- 2 緊急を要する臨時大会であって、臨時大会の冒頭において大会代議員総数の過半数の承認を得た場合には、前項所定の告示を要しない。

第22条（大会運営等）

- 1 大会の議長及び副議長は、その都度、出席した大会代議員の中から選出する。
- 2 中央執行委員会は、大会に附議する議案を提出する。
- 3 大会代議員は、大会代議員総数の1割以上の賛同署名を得た上で、緊急を要する議案、大会運営に関する動議、又は、その他の大会に附議する必要がある議案を、いつでも、大会に提出することができる。
- 4 役員を選出又は解任に関する事項、及び、大会の運営に関する事項であって、この規約に定めのない事項については、中央執行委員会が制定する役員選挙・選出規定、及び、議事運営規定により定める。

第2節 評議員会

第23条（評議員会の権限及び構成）

- 1 評議員会は、中央執行委員会から春闘要求案等に関する諮問を受け、これを承認するか否の意見、及び、修正や追加等の要否等に関する意見を答申する権限を有する。
- 2 評議員会は、評議員、及び、会計監査を除く中央役員をもって構成する。

第24条（評議員）

- 1 評議員の選出は、後掲第54条所定のブロック毎に行う。
- 2 各ブロックから選出される評議員の数は、各ブロック毎に2名とする
- 3 毎年1月から2月までの間において開催される後掲第56条所定のブロック会議において、出席者の互選により選任される。
- 4 この組合の中央役員、特別執行委員、及び、参事は、評議員になることができない。
- 5 評議員の任期は、各ブロックにおいて次年度の評議員が選任されるまでとする。

第25条（評議員会への諮問事項）

中央執行委員会が評議員会に諮問すべき事項は次の通りとする。

- (1) 春闘要求案
- (2) その他、中央執行委員会が評議員会に諮問することを決定した事項

第 26 条（評議員会の招集手続）

- 1 評議員会は必要に応じて委員長が招集する。
- 2 評議員の 3 分の 1 以上の要請があったとき、又は中央執行委員会が必要と認めるときには、委員長は速やかに評議員会を招集する。

第 27 条（評議員会の成立要件）

評議員会は、評議員に選出された者のうち 3 分の 2 以上が出席し、かつ、会計監査を除く中央役員の 3 分の 2 以上が出席することによって、成立する。

第 28 条（評議員会における議決権）

- 1 評議員会における議決権は、評議員が 1 名につき 1 個有することとする。
- 2 評議員は、同一ブロック内の他の評議員に対し、議決権の行使を委任することができる。

第 29 条（評議員会の議決方法）

評議員会における議決は、出席した評議員の議決権総数の過半数をもって行う。なお、この議決の際、議長は議決権の行使を留保するが、議長以外の者の議決権行使の結果が可否同数である場合には、議長も議決権を行使して決する。

第 30 条（評議員会の運営等）

- 1 評議員会の議長及び副議長は、その都度、出席した評議員の中から選出する。
- 2 中央執行委員会は、評議員会に答申を求める事項を提出する。
- 3 評議員会の運営に関する事項であってこの規約に定めのない事項については、中央執行委員会が制定する議事運営規定で定め、評議員の選出に関する事項であってこの規約に定めのない事項について定めを置く必要がある場合には、中央執行委員会は規定を制定することができる。

第 3 節 中央執行委員会

第 31 条（中央執行委員会の構成）

- 1 中央執行委員会は、会計監査を除く中央役員により構成する。
- 2 中央執行委員会は、委員長が統括する。
- 3 会計監査は、必要あるとき、いつでも、中央執行委員会に出席し、意見を述べることができる。

第 32 条（中央執行委員会の権限と責任）

- 1 中央執行委員会は、この組合の組織のうち、後掲第 38 条所定の内部組織、後掲第 39 条所定の事務局、及び、後掲第 52 条所定の地方毎の組織を統轄し、大会が決定した方針に基づき組合の業務を執行する権限をもち、組合の大会に対して業務執行上の責任を負う。
- 2 中央執行委員会は、組合の運営のために、この規約及び大会の決定に反しない範囲で、次の権限を行使することができる。
 - (1) 春闘要求・一時金要求その他の要求の内容を取りまとめて決定すること
 - (2) 労使交渉・労使協議等の担当者を決定し、当該担当者に労使交渉・労使協議等を行わせること
 - (3) 労使交渉・労使協議等の結果を踏まえ、労働協約を締結するか否かについて判断し決定すること

- (4) 争議権の行使に関する決定をなすこと（但し、同盟罷業については、後掲第9章所定の手続を経た後でなければ、開始することができない。）
 - (5) 会社との間で苦情処理を行う担当者を決定し、解決のための協議を行わせること
 - (6) 必要な規則・規定・細則等を制定すること
 - (7) この組合の組織及び組合員に対して、この組合の目的、及び、大会で決定された方針を実現させるために必要な指令、指示、通達、又は、連絡等を発すること
 - (8) その他、この組合の目的、及び、大会で決定された方針を実現させるために、必要な一切の事項
- 3 中央執行委員会は、前項(1)所定の要求取りまとめの決定に先立ち、少なくとも春闘方針案については、評議員会に諮問し、その答申を踏まえて、決定しなければならない。
 - 4 中央執行委員会は、必要あるときには、その議決により、前掲第2項(3)所定の労働協約の締結に関する決定権限を委員長に委譲することができる。但し、権限委譲を行う労働協約を予め特定しなければならない、これを特定しない包括的権限委譲をすることはできない。
 - 5 中央執行委員会は、必要あるときには、その議決により、前掲第2項(4)所定の争議権行使について判断し決定するために、会計監査を除く中央役員の中から選任された者により構成される特別委員会を設置し、争議権行使に関する決定権限を当該特別委員会に委譲することができる。但し、争議権行使の対象となる要求事項を予め特定しなければならない、これを特定しない包括的権限委譲をすることはできない。
 - 6 中央執行委員会は、年次活動経過及び行った事業について大会に報告し、承認を得なければならない。
 - 7 中央執行委員会は、年次活動方針及び事業計画について大会に提案し、決定を受けなければならない。
 - 8 中央執行委員会は、随時、各ブロック、各支部、及び、各組合員に対しその活動経過や各機関と会議等の決定等について適当な方法により知らせなければならない。

第33条（中央執行委員会の招集手続）

- 1 中央執行委員会は必要に応じて委員長が招集する。
- 2 会計監査を除く中央役員の前3分の1以上の要請があったときには、委員長は速やかに中央執行委員会を招集する。

第34条（中央執行委員会の成立要件）

中央執行委員会は、会計監査を除く中央役員の前3分の2以上が出席することによって、成立する。

第35条（中央執行委員会の議長）

中央執行委員会の議長は、委員長が務めることとし、委員長に事故があるときは、予め委員長が定めた順序により副委員長が務める。

第36条（中央執行委員会における議決権）

中央執行委員会における議決権は、会計監査を除く中央役員が1名につき1個有することとする。

第37条（中央執行委員会における議決方法）

- 1 中央執行委員会における議決は、出席した中央役員の前半数をもって行う。但し、大会に中央役員の前半数を求め議案を提出することに関しては、後掲第47条第1項の定めるところによる。
- 2 中央執行委員会における議決の際、議長は議決権の行使を留保するが、議長以外の者の議決権行使の結果が可否同数である場合には、議長も議決権を行使して決する。

第38条（専門チーム・分科会等の内部組織の設置・改廃）

- 1 中央執行委員会は、その業務を遂行するため、専門チーム又は分科会等の内部組織を設置し、改廃することができる。
- 2 専門チーム又は分科会等の内部組織の名称、担当業務、及び、担当する中央役員については、中央執行委員会が決定する。
- 3 中央執行委員会は、専門チーム及び分会等の内部組織を統轄する。

第39条（事務局）

- 1 中央執行委員会は、組合業務を処理するため、事務局を置き、これを中央執行委員会の統轄の下に置く。
- 2 この組合は、必要に応じて、事務局に、専従者として、会計監査を除く中央役員、特別執行委員、参事、及び、職員を配置することができる。
- 3 事務局に専従者である中央役員及び特別執行委員を配置することについては、大会の承認を得なければならない。
- 4 事務局に、参事及び職員を配置することについては、予め、中央執行委員会の承認を得なければならない。
- 5 専従役職員の服務規律及び給与については、中央執行委員会が制定する専従役職員服務規定及び役職員給与規定により定める。

第5章 中央役員・特別執行委員・顧問・参事

第40条（中央役員の配置）

- 1 この組合に次の中央役員を置く。

(1) 委員長	1名
(2) 副委員長	若干名
(3) 書記長	1名
(4) 副書記長	若干名
(5) 会計	1名
(6) 執行委員	若干名
(7) 会計監査	2名
- 2 中央執行委員会は、役員選出を議題とする大会の招集を決定する際に、前項所定の中央役員のうち、副委員長、副書記長、及び、執行委員の各人数を、決定する。
- 3 執行委員は、次の(1)から(3)の執行委員により構成される。
 - (1) 後掲第54条所定の各ブロックのブロック長を兼務する執行委員
 - (2) 後掲第54条所定の各ブロックの副ブロック長を兼務する執行委員
 - (3) 前掲(1)(2)以外の執行委員

第41条（中央役員の資格）

- 1 この組合の中央役員は、この組合の組合員でなければ、なることができない。
- 2 この組合の大会代議員及び評議員は、中央役員になることができない。
- 3 ブロック長又は副ブロック長を兼務する執行委員の資格について、次のとおり定める。
 - (1) 各ブロックに所属する者でなければ、当該ブロックのブロック長又は副ブロック長を兼務する執行委員になることができない。
 - (2) ブロック長又は副ブロック長を兼務する執行委員が、当該ブロックに所属しなくなったときは、ブロック長又

は副ブロック長の兼務を解かれ、ブロック長又は副ブロック長を兼務しない執行委員となる。

- (3) 前掲(2)の場合、中央執行委員会は、大会で後任のブロック長を兼務する執行委員又は副ブロック長を兼務する執行委員が選任されるまでの間、必要あるとき、当該ブロックに所属するか否かを問わず会計監査を除く中央役員の中から、ブロック長又は副ブロック長の職務代行者を選任することができる。
- 4 この組合の中央役員は、この組合の組合員の資格を失ったときに、その資格を失う。但し、任期途中の昇格、異動等により非組合員の範囲とされる職務に就き、かつ、その職務内容が労働組合法第2条第1項所定の「使用者の利益を代表する者」に該当しない場合には、諸状況を勘案の上で、中央執行委員会の議決を経て、次の最初の大会の終了時まで組合員資格及び役員資格を継続させることができる。

第42条（中央役員の選出）

- 1 中央役員の選出は、次の(1)から(9)までの各中央役員毎に実施する。
 - (1) 委員長（1名）
 - (2) 副委員長（前掲第40条第2項により定められた人数）
 - (3) 書記長（1名）
 - (4) 副書記長（前掲第40条第2項により定められた人数）
 - (5) 会計（1名）
 - (6) ブロック長を兼務する執行委員（各ブロック毎に各1名）
 - (7) 副ブロック長を兼務する執行委員（各ブロック毎に各1名）
 - (8) 前掲(6)(7)以外の執行委員（前掲第40条第2項により定められた執行委員の総数から前掲(6)及び(7)の人数を控除した人数）
 - (9) 会計監査（2名）
- 2 この組合の中央役員になろうとする者は、大会において前掲第1項の(1)から(9)のいずれか一つに立候補することができ、これらの複수에重複して立候補することはできない。
- 3 この組合の大会代議員及び評議員は、中央役員になることができない。
- 4 この組合の中央役員の選出方法は、前掲第17条及び第19条第2項の定めるところによる。

第43条（中央役員の補充）

中央役員に欠員が生じたときは、大会で補充することができる。

第44条（中央役員の任務・権限、及び、義務）

- 1 委員長は、この組合を代表し、組合活動を統括する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長の職務を代行する。なお、副委員長の代行順位は予め委員長が決する。
- 3 書記長は、委員長の命を受け、事務局を統括し、組合業務全般を掌握する。
- 4 副書記長は、書記長を補佐し、書記長に事故あるときは、書記長の職務を代行する。なお、副書記長の代行順位は予め書記長が決する。
- 5 会計は、委員長の命を受け、会計業務を担当する。
- 6 執行委員は、中央執行委員会を構成し、中央執行委員会の決定した担当業務の執行にあたりるとともに、ブロック長又は副ブロック長を兼務する執行委員は、各ブロックの業務も執行する。
- 7 会計監査は、組合財政を監査し、大会に会計監査報告を提出する。

第 45 条（中央役員任期）

- 1 中央役員任期は、就任後第 2 回目の定期大会終了時までとする。但し、前任者の任期途中で補充された中央役員任期は、前任者の残存期間とする。
- 2 中央役員再任は妨げられない。
- 3 中央役員任期満了時点で後任者が選任されていない場合には、従前中央役員であった者は、後任者が就任するまでの間、当該中央役員職務を遂行する義務を負う。

第 46 条（中央役員辞任）

中央役員がその任期中、やむを得ない事由により辞任するときは、予め中央執行委員会の承認を得なければならない。

第 47 条（中央役員解任）

- 1 中央執行委員会は、会計監査を除く中央役員総数の 3 分の 2 以上の賛成があるとき、大会に、中央役員解任を求める議案を提出することができる。
- 2 大会代議員は、この組合の大会の開会から閉会までの間、中央役員解任を求める議案を大会に提出することができる。この場合、大会代議員総数の 5 分の 1 以上の賛同署名を添えることを必要とし、前掲第 22 条第 3 項は適用しない。
- 3 この組合の組合員は、組合員総数の 10 分の 1 以上の署名を添えて、中央執行委員会に対し、中央役員解任のための大会の開催を求めることができる。この場合、委員長は、求めのあった日から 10 日以内に中央執行委員会を招集し、中央執行委員会は、その開催日から 60 日以内に大会を開催し、当該役員解任に関する議案を大会に提出する。この際、中央執行委員会は、解任の要否に関する意見を議案に付記することができる。
- 4 前掲第 1 項から第 3 項までの規定に基づき委員長に対する解任の提案がなされたとき、各機関の議題のうち委員長の解任に関する議題の取扱い及び大会の招集手続については、前掲第 44 条第 2 項所定の事故があったものとみなして、副委員長が代行する。但し、この場合でも、委員長は議決権の行使を妨げられない。
- 5 前掲第 1 項から第 3 項により大会に中央役員解任の提案がなされた場合、中央役員解任に関する大会における議決は、前掲第 19 条第 3 項の定めに従って行う。
- 6 解任の決議が成立した場合、その中央役員は任期中であっても、直ちに資格を失う。

第 48 条（公職又は上部団体役員への就任）

中央役員が、公職に立候補するかもしくは就任しようとする場合、又は、上部団体もしくはその上部団体の役員に立候補するか就任しようとする場合には、予め中央執行委員会の承認を得なければならない。

第 49 条（特別執行委員）

- 1 この組合に特別執行委員をおくことができる。
- 2 特別執行委員は大会の決議を経て、委員長が委嘱する。
- 3 特別執行委員は、中央執行委員会が決定した担当業務を執行する。
- 4 特別執行委員は、中央執行委員会の許可を得て、中央執行委員会に出席し、意見を述べることができる。
- 5 委員長は、中央執行委員会の承認を得て、特別執行委員を解任することができる。
- 6 特別執行委員に関して、中央役員に関する規定のうち、前掲第 45 条第 1 項及び第 2 項、前掲第 46 条、及び、前掲第 48 条までの各規定を準用する。

第50条（顧問）

- 1 この組合に顧問をおくことができる。
- 2 顧問は、大会の決議を経て委員長が委嘱する。
- 3 顧問は委員長の諮問に応じる他、組合の要請に応じて諸機関に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期は、就任後第2回目の定期大会の終了時までとし、再任を妨げられない。

第51条（参事）

- 1 この組合は、参事を置き、事務局に配置し、事務局の業務に従事させることができる。
- 2 参事になることができる者は、委員長、副委員長、又は、書記長のいずれかを3期以上務めた者に限ることとする。
- 3 参事は、委員長が中央執行委員会の承認を得て任命する。
- 4 委員長は、中央執行委員会の承認を得て、参事を解任することができる。

第6章 地域毎の組織

第52条（地域毎の組織の種類）

この組合は次の地域毎の組織を置く。

- (1) ブロック
- (2) 支部

第53条（中央執行委員会・中央役員との関係）

- 1 ブロック及び支部は中央執行委員会が統轄する。
- 2 中央執行委員会及び中央役員は、ブロック・支部の活動に必要な援助を行うとともに、ブロック又は支部の組合員からブロック又は支部を経由して出された意見・要望・苦情等であって、解決の必要があるものについて、労使交渉、労使協議、苦情処理等を通じて、その解決に努めなければならない。

第1節 ブロック

第54条（ブロックの設置・改廃）

- 1 中央執行委員会は、組合員の雇用者、配属部署、及び、職務等の諸要素を総合勘案して、各組合員が帰属すべきブロックの設置とその改廃を決定する。
- 2 ブロックの総数は、当面10以上30以下とする。
- 3 1つのブロックに帰属する組合員の人数の下限は、500人とする。

第55条（ブロックの主要な役割・任務）

ブロックが担う主要な役割と任務は次のとおりとする。

- (1) 大会議案について検討し、意見を集約した上で、大会又は中央執行委員会に意見を提出すること
- (2) 大会代議員をブロック毎に選出すること
- (3) ブロック長、副ブロック長、又は、大会代議員から大会決議や中央執行委員会の決定等について報告を受け、討議を行いその理解を深めた上で、各支部と組合員に伝達すること。

- (4) 春闘要求ブロック案を作成し、中央執行委員会又は評議員会にこの案を提出して、検討を求めること
- (5) 評議員をブロック毎に選出すること
- (6) ブロック長、副ブロック長、又は、評議員から中央執行委員会又は評議員会の内容、春闘要求の内容と交渉結果について報告を受け、討議を行って、その理解を深めた上で、各支部と組合員に伝達すること
- (7) 各ブロックの組合員の意見・要望・苦情等であって、各ブロックに対応する会社の各部署との折衝等を行うことで解決することができる可能性のある事項については解決に努め、各ブロックで解決が困難な事項については中央執行委員会又は中央役員に伝達して解決を図ること
- (8) 各ブロック単位の集会・会議・行事等を主宰すること
- (9) その他、この規約の定め、及び、大会で決定された方針をブロックにおいて具体化するために必要な一切の事項を行うこと

第56条（ブロック会議）

- 1 ブロックは、前条所定の役割と任務を遂行するために、次の者により構成されるブロック会議を設ける。
 - (1) 中央役員のうち、当該ブロックのブロック長を兼任する執行委員
 - (2) 中央役員のうち、当該ブロックの副ブロック長を兼任する執行委員
 - (3) 支部リーダー、及び、副支部リーダー
- 2 ブロック会議は、前条所定の役割と任務を遂行するために必要な決定を行うことができるが、次の決定を行うことはできない。
 - (1) 組合員の権利を制限するか、又は、組合員の利益を損なうおそれのある決定
 - (2) 組合員に義務を課す決定
 - (3) この規約に反する決定
 - (4) 大会決定に反する決定
 - (5) 中央執行委員会の決定、指示、通達等に反する決定
- 3 ブロック会議は、前掲第1項所定の構成員のうち2名以上の出席で成立し、その過半数の賛成により決定を行うことができる。

第2節 支 部

第57条（支部の設置・改廃）

中央執行委員会は、組合員の雇用者、配属部署、及び、職務等の諸要素を総合勘案して、各ブロックの中に、各組合員が帰属すべき支部を設置し、また、その改廃を決定する。

第58条（支部の主要な役割・任務）

支部が担う主要な役割と任務は次のとおりとする。

- (1) 支部内の組合員が任意に参加する集会（以下、「支部集会」という。）を開催し、前掲第55条所定のブロックの役割と任務の実現のために必要な事項を、支部の中で行うこと
- (2) 支部集会を開催し、春闘要求支部案その他の要求案を作成すること
- (3) 支部集会を開催し、春闘及び夏期一時金交渉の結果について報告を受け、討議を行い、今後の検討課題を明らかにすること
- (4) 支部内の組合員の意見・要望・苦情等をくみ上げ、ブロック会議の構成員に伝達して、その解決を図ること
- (5) 各支部単位の集会・会議・行事等を主宰すること

- (6) その他、この規約の定め、及び、大会で決定された方針を支部において具体化するために必要な一切の事項を行うこと

第59条（支部会議）

- 1 支部は、前条所定の役割と任務を遂行するために、次の者により構成される支部会議を設ける。
 - (1) 支部リーダー 1名
 - (2) 副支部リーダー 若干名
 - (3) 支部委員 若干名
- 2 支部会議は、前条の役割と任務を遂行するために必要な決定を行うことができるが、次の決定を行うことはできない。
 - (1) 組合員の権利を制限するか、又は、組合員の利益を損なうおそれのある決定
 - (2) 組合員に義務を課す決定
 - (3) この規約に反する決定
 - (4) 大会決定に反する決定
 - (5) 中央執行委員会の決定、指示、通達等に反する決定
- 3 支部会議は、前掲第1項所定の構成員のうち2名以上の出席で成立し、その過半数の賛成により決定を行うことができる。
- 4 支部リーダー及び副支部リーダーは、毎年5月に選出手続に関する告示を行い、毎年6月に支部の組合員の直接無記名投票により選出されることとし、その選出手続と任期に関しては、大会代議員の選出手続及び任期に関する前掲第15条第4項から第7項までを準用する。
- 5 委員長は、支部リーダー又は副支部リーダーに欠員が生じたとき、中央執行委員会の承認を得た上で、その職務代行者を選任することができる。
- 6 支部リーダー又は副支部リーダーに立候補する者は、大会代議員に立候補することができる。
- 7 支部リーダー又は副支部リーダーは、大会代議員の地位にある者を除き、中央役員に立候補することができる。
- 8 支部委員は、支部リーダーと副支部リーダーの一致した共同の指名により、選任する。

第3節 ブロック規約・支部規約

第60条（ブロック規約・支部規約の新設等）

- 1 各ブロック又は各支部は、必要あるとき、中央執行委員会の承認を得て、ブロック規約又は支部規約を新設、改正、又は、廃止することができる。
- 2 各ブロックは、前項によりブロック規約を新設又は改正する場合、規約の中に少なくともブロックの主要な役割・任務に関して前掲第55条に代わる新たな規定、及び、ブロック会議に関する前掲第56条に代わるブロック機関に関する新たな規定を設けなければならないが、当該ブロック規約が発効したときには、当該ブロックに対して前掲第55条及び第56条を適用しない。
- 3 各支部は、前掲第1項により支部規約を新設又は改正する場合、規約の中に少なくとも支部の主要な役割・任務に関する前掲第58条に代わる新たな規定、及び、支部会議に関する前掲第59条に代わる支部機関に関する新たな規定を設けなければならないが、当該支部規約が発効したときには、当該支部に対して前掲第58条及び第59条を適用しない。
- 4 ブロック又は支部は、前掲第1項によりブロック規約又は支部規約の新設又は改正を行う際、当該規約に、目的、権利・義務、機関、役員、財政、争議権行使等に関する定めを置くことにより、独自の労働組合組織となり、労働

協約の締結主体となることができるが、その場合であっても、この組合の下部組織としてこの組合の機関の統制に服することを規約上に明記しなければならない。

第 61 条 (別組合からの移行)

- 1 別組合は、この組合のこの規約を承認し、別組合の規約を自ら改正して、この組合のブロック又は支部となることができる。
- 2 前項の場合、ブロック規約及び支部規約の新設等に関する前掲第 60 条を準用する。

第 7 章 財 政

第 62 条 (収 入)

この組合の費用は、組合費、賦課金、及び、寄付金によって賄う。

第 63 条 (組合費)

- 1 組合費は、次の計算方法により算出された額とする。

(1) 業務社員、内勤者である組合員

$$\text{組合費} = \text{月例賃金のうち基準内賃金} \cdot \text{一時金} \times 0.8\% \quad (10 \text{ 円未満切捨})$$

(2) 専任講師である組合員

$$\text{組合費} = \text{報酬} \times 0.8\% \quad (10 \text{ 円未満切捨})$$

(3) その他の組合員

前掲(1)(2)に準じる計算方法

- 2 前項の規定にかかわらず、前項所定の算出方法により算出された当月分組合費が当月分の法定福利費等を控除した後の賃金額を上回る等の特段の事情がある場合には、当月分の組合費の全部又は一部を免除する。
- 3 前掲第 1 項及び第 2 項所定の組合費算出方法の詳細については、中央執行委員会が制定する組合費算出方法を定める規定で定める。
- 4 組合費は、毎月の給料及び一時金よりチェックオフにより徴収する。
- 5 チェックオフに同意しない組合員、又は、チェックオフの方法により組合費を徴収することができない組合員は、この組合の事務局宛に、持参、振込、又は、口座引落のいずれかの方法により、定められた組合費を納入しなければならない。
- 6 組合員が納めた組合費は、理由の如何を問わず一切払戻しをしない。

第 64 条 (賦課金)

この組合は、特に必要があるとき、大会の決議を経て、組合員から賦課金を徴収することができる。

第 65 条 (会計区分)

- 1 この組合の会計は、一般会計と特別会計に区分する。
- 2 この組合は、次の特別会計を設ける。
 - (1) 罷業資金確保を目的とした積立金特別会計
 - (2) 災害対策資金確保を目的とした災害対策資金積立金特別会計
 - (3) 周年記念事業資金確保を目的とした周年記念事業特別会計
 - (4) 組合員感謝金資金確保を目的とした感謝金特別会計

- (5) その他、大会の決議を経て設ける特別会計
- 3 特別会計から一般会計に資金の繰入れを必要とするときは、大会の議決を経なければならない。

第66条（会計年度）

この組合の会計年度は毎年9月1日から翌年8月31日までとする。

第67条（予算と会計報告）

- 1 中央執行委員会は、各会計年度の初めに、大会に予算案を提出し、その決定を受けなければならない。
- 2 中央執行委員会は、各会計年度の終了後、全ての財源及び使途、主要な寄附者の氏名並びに現在の経理状況を示す会計報告を作成し、組合員に公表しなければならない。
- 3 中央執行委員会は、前項による会計報告をなす際、組合に委嘱された職業的に資格のある会計監査人による正確であることの証明書、及び、会計監査による会計監査報告書を付さなければならない。
- 4 中央執行委員会は、前掲2項所定の会計報告書に前掲3項所定の証明書及び会計監査報告書を付して、これらを大会に提出し、大会の承認を受けなければならない。

第68条（慶弔見舞金等）

- 1 この組合は、組合員又は元組合員に対し、組合の一般会計又は特別会計の中から、慶弔見舞金等を支給することができる。
- 2 前項に基づく制度の新設・改廃は、大会の承認がなければ行うことができない。

第69条（細則・規定等）

中央執行委員会は、財政に関する事項であって、この規約に定めのない事項について、財務細則、資金運用管理規定、及び、前条に基づく支給金に関する規定を定める。

第8章 賞 罰

第70条（表彰）

組合員に組合の発展または事業に多大の功労があった場合、若しくは特に模範となるべき行為があった場合は大会の決議を経て表彰する。

第71条（統制処分の対象）

この組合は、組合員が次の各号の定めるいずれかの行為又は不作為をしたとき、当該組合員に対し統制権を行使して統制処分をすることができる。

- (1) 組合規約、規定、又は、機関の決定に従わず、違反したとき
- (2) 組合の統制を乱したとき
- (3) 組合の名誉を毀損するか、又は、組合の社会的信用を害する行為をしたとき
- (4) 組合の機密事項を他に漏らし、組合に不利益をもたらしたとき
- (5) 組合業務、組合員の正当な権利行使、又は、組合員による組合関係職務の遂行を妨害したとき
- (6) 組合役員としての地位又は権限を濫用し、組合又は組合員に不利益をもたらしたとき
- (7) 組合の財産を横領、不正利用、又は、損壊する等して、組合に損害又は不利益を与えたとき

第72条（統制処分の種類と内容）

- 1 この組合が行う統制処分の種類と内容は、次のとおりとする。
 - (1) 戒告 本人に対し文書又は口頭で注意を与え、反省を求める。
 - (2) けん責 始末書を取り、将来を戒める。
 - (3) 権利停止 規約に定める組合員の権利のうち、制裁に対する異議申立を除くその余の一切の権利を、1か月以上1年以内の期間を定めて、停止する。
 - (4) 役員資格停止 中央役員、ブロック役員、又は、支部役員としての資格を停止し、規約に基づく権限の行使及び任務の遂行を禁ずる。
 - (5) 除名 組合員資格を剥奪し、かつ、その旨を公表する。
- 2 同一の行為又は不作為について、複数の戒告、けん責、又は、除名の統制処分を受けることはない。
- 3 この組合は、統制処分の対象となる行為又は不作為による被害の拡大を防ぐことを目的とする当面の暫定的措置として、権利停止又は役員資格停止を決定することができ、この決定がなされた後に、さらに、同一の理由で前掲第1項所定の統制処分を決定することができる。但し、暫定的措置として権利停止を行った場合、権利停止の期間は、暫定的措置の期間と統制処分の期間を通算して、1年を超えることができない。

第73条（統制処分の決定機関と決定権限）

- 1 大会は、統制処分対象者に対し、前掲第72条第1項所定の統制処분을なすことを決定ことができ、その議決方法は前掲第19条第1項の定めるところによる。
- 2 中央執行委員会は、統制処分対象者に対し、前項に基づく大会の決定がなされるまでの暫定的措置として、前掲第72条第3項に基づき、権利停止及び役員資格停止を決定することができる。但し、この暫定的措置について、中央執行委員会は、直近の大会に報告して承認を求めなければならないときは、当該暫定措置は過去に遡って失効する。
- 3 統制処分の対象者が委員長であるときには、前掲第47条第4項を準用する。

第74条（統制処分の手続と内容）

この組合が行う統制処分の手続と内容は、次のとおりとする。

- (1) 調査 統制処分の対象となる事実の有無とその具体的内容の調査は、中央執行委員会の決議を経て設置された調査委員会が行う。
- (2) 調査結果報告 調査委員会は調査結果を中央執行委員会に報告する。
- (3) 発議書作成 中央執行委員会は、統制処分の要否について判断し、統制処分の必要があると判断したときには、求める統制処分の種類（権利停止の場合は期間）及び統制処分の対象となる事実等を記載した統制処分発議書を作成する。
- (4) 暫定的措置 中央執行委員会は、統制処分発議書を作成した時点で、前掲第73条第2項に基づく暫定的措置を講ずる必要があると判断する場合、権利停止及び役員資格停止を行うことができる。
- (5) 発議書の付議 中央執行委員会は、大会に対し、統制処分発議書を提出して、付議する。
- (6) 大会審議 大会は、統制処分発議書について審議し決議する。この過程において、大会代議員は、前掲第22条第3項の手続を経て、統制処分発議書に記載の中央執行委員会が求める統制処分とは異なる種類と程度の統制処분을なすことを、提案することができる。

第75条（統制処分対象者の権利）

統制処分の対象とされた組合員は、調査委員会の調査、及び、統制処分の決定機関における審議の場において、弁

明する機会を与えられる。

第76条（規定等）

中央執行委員会は、表彰に関する表彰規定、及び、統制処分手続に関する運用規定を定める。

第9章 同盟罷業

第77条（同盟罷業の開始のための手続）

- 1 中央執行委員会は、同盟罷業を開始しようとする際には、組合員に対し、次の事項を明らかにしなければならない。
 - (1) 同盟罷業の目的
 - (2) 同盟罷業の時期、及び、方法
 - (3) 同盟罷業の対象・範囲、及び、開始及び終了等について判断を行う者（上部団体の判断権限を委譲する場合にはその旨）
- 2 中央執行委員会は、同盟罷業を開始しようとする際には、予め、前掲第17条及び前掲第19条第4項に基づく大会の決定、又は、後掲第78条所定の組合員全員投票による決定のいずれかを得なければならない。

第78条（同盟罷業の開始に関する組合員全員投票）

同盟罷業を開始することに関して、組合員の直接無記名投票を行い、組合員総数の過半数の賛成により決定することができる。

第79条（規則等）

中央執行委員会は、同盟罷業に関する事項であって、この規約に定めのない事項について定めを置く必要がある場合には、規則等を制定することができる。

第10章 附則

第80条（この規約の改廃）

この規約は、前掲第17条及び第19条第5項所定の大会代議員による直接無記名投票の手続を経なければ、改正又は廃止することができない。

第81条（改廃の効力発生日）

この規約の改廃がなされた場合、特段の定めがない限り、改廃の決定がなされたときから、改廃の効力が生じる。

第82条（発効日）

この規約は、1992年9月18日より発効する。

[改定履歴]

- (1) 制定 1992年9月18日
- (2) 一部改定 1993年2月19日
- (3) 一部改定 1994年10月14日
- (4) 一部改定 1995年10月14日

- (5) 一部改定 1996年10月18日
- (6) 一部改定 1997年2月15日
- (7) 一部改定 1997年10月18日
- (8) 一部改定 1998年10月17日
- (9) 一部改定 1999年10月17日
- (10) 一部改定 2000年10月15日
- (11) 一部改定 2001年10月14日
- (12) 一部改定 2002年10月13日
- (13) 一部改定 2003年10月12日
- (14) 一部改定 2004年10月16日
- (15) 一部改定 2005年10月15日
- (16) 一部改定 2006年10月22日
- (17) 一部改定 2007年10月21日
- (18) 一部改定 2009年10月17日
- (19) 一部改定 2010年10月16日
- (20) 一部改定 2011年10月15日
- (21) 一部改定 2012年10月27日
- (22) 一部改定 2012年11月6日
- (23) 一部改定 2013年10月12日
- (24) 一部改定 2014年10月12日
- (25) 一部改定 2015年10月17日
- (26) 一部改定 2016年10月15日
- (27) 一部改定 2017年10月21日
- (28) 一部改定 2018年10月20日
- (29) 一部改定 2019年10月19日
- (30) 一部改定 2021年10月16日
- (31) 一部改定 2022年10月15日